|  |  |
| --- | --- |
| ４：[麻痺-顔] | **歯を見せるか笑ってみせる、あるいは目を閉じるように命じるか**パントマイムで示す。反応の悪い患者や理解力のない患者では痛み刺激に対する渋面の左右差でみる。顔面外傷、気管内挿管、包帯、あるいは他の身体的障壁のため顔面が隠れているときは、できるだけこれらを取り去って評価する。0：正常な対称的な動き1：鼻唇溝の平坦化、笑顔の不対称2：顔面下半分の完全あるいはほぼ完全な麻痺3：顔面半分の動きがまったくない |
| ５：[麻痺-上肢]左右で評価 | **上肢は90°(座位)または45°(仰臥位)に置く。**失語症患者には声やパントマイムで示すが、痛み刺激は用いない。**最初は非麻痺側から評価**する。切断肢や肩の癒合があるときは9点とする。検者は9点とつけた理由を明記しておく。0：90°(45°)に10秒間保持可能　　　1：90°(45°)に保持可能も、10秒以内に下垂。ベッドを打つようには下垂しない2：重力に抗せるが、90°(45°)まで挙上できない　3：重力に抗せない。ベッド上に落ちる　　4：全く動きが見られない9：切断、関節癒合（合計には加えない） |
| ６：[麻痺-下肢]左右で評価 | **下肢は30°(必ず仰臥位)**に置く。失語症患者には声やパントマイムで示すが、痛み刺激は用いない。最初は非麻痺側から評価する。切断肢や股関節の癒合があるときは9点とする。検者は9点とつけた理由を明記しておく。0：30°を5秒間保持可能1：30°を保持可能も、5秒以内に下垂。ベッドを打つようには下垂しない2：重力に抗せるが、落下する3：重力に抗せない。即座にベッド上に落ちる4：全く動きが見られない9：切断、関節癒合（合計には加えない） |
| ７：[運動失調] | **指-鼻-指試験、踵-膝試験**は両側で施行。開眼で評価し、視野障害がある場合は、健側の視野で評価する。筋力低下の存在を割り引いても存在するときのみ陽性とする。理解力のない患者、片麻痺の患者は0点、切断肢や関節癒合が存在する場合、9点とする。検者は9点とした理由を明記する。全盲の場合は伸展位から鼻に触れることで評価する。0：なし1：1肢に存在　　　　　　　　　　　　　　　　　2：2肢に存在9：切断、関節癒合 |
| ８：[感　覚] | **知覚または検査時の痛みに対する渋面**、あるいは意識障害や失語症患者での痛み刺激からの逃避反応により評価する。半側感覚障害を正確に調べるのに必要な多くの身体部位(前腕、下肢、体幹、顔面)で評価すること。重篤あるいは完全な感覚障害が明白に示された時のみ2点を与える。従って、混迷あるいは失語症患者は1点または0点となる。脳幹部脳血管障害で両側の感覚障害がある場合、2点とする。無反応、四肢麻痺の患者2点とする。昏睡患者は2点とする。0：正常1：痛みを鈍く感じるか、あるいは痛みは障害されているが触られていることはわかる2：触られていることもわからない |

２７